

せ玉ひ、御髪に黒御鬢を掛け玉ひしにて、御髪の形狀を推量すべし。

〔萬葉考別記二〕上つ代には、男の髪は頂に二ところゆひ、女は頂に一所にゆひとつと見ゆ。

〔古事記上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黃泉國○略中故刺左之御美豆良<sub>三字以音</sub>湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時○略下教此

〔古事記傳七〕故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將寵、乃參上天時、山川悉動、國土皆震、爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、即解御髪纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅。

〔古事記傳七〕御髪は美加美と訓すべし、古書にみな美久志と訓を附たり、中古の書にもおほむ後にも論ひおきつ、此事さて上代の女の髪の様は、師○賀茂の萬葉註に委く見えたり、然るに今こゝに解と有を、書紀には、結髪とある解と結とを違へるに似たり、故猶考に、まづ凡て女は年長<sub>ナニナリ</sub>て髪あぐるは、上代よりの儀なるに、飛鳥淨御原宮御宇十一年の詔に、自今以後男女悉結髪とあるを思ふに、上代に結と云しは、本を一にあつめ舉て結て、其末は後へ垂たりけむを、彼詔に結とあるは、頭上に結綰て髪と成を云ふなるべし、髪とは一に綰たるを云なり、かの男のさて、同十三年には、女年四十以上、髪之結不結任意也とありて、又十五年の詔に、婦女垂髪于背猶如故とあるは、又かの上代よりの風の如くせよとなり、故に此十五年の詔以後の万葉の歌にも、髪あぐることを多くよめるは、かの本を結ことにて、末は垂なれば、彼詔に違ふことなし、さて此に解とあるは、かの本を結たる所を解なり、神功皇后の解髪とあるも是なり、然るを或說せ給ふなりとい、書紀に結とあるは、末の垂れたるを舉てなり、かゝれば言は異れども、實は同事にて、違へるには非ず、此事よくせずは、人の思

〔日本書紀一代〕天照大神素知其神鳴尊<sub>素戔</sub>暴惡至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、